

延岡市立北川中学校 いじめ防止基本方針 (平成30年3月改訂)

I はじめに

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校でも平成26年4月より「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめに対するさまざまな取組を行ってきた。平成28年度で丸3年が経過したが、改めて本校の実態をふまえ、内容の精選を図り、この「北川中学校いじめ防止基本方針」を策定した。平成29年12月に、延岡市がそれまでの「延岡市いじめ防止基本方針(H26.5.8~)」を改訂したのを踏まえ、本校も平成30年3月に本校のいじめ防止基本方針の改訂を行った。

2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義とは…

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものという。

(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への理解に努める。
- 情報を客観的に捉え、いじめを受けている生徒をしっかりと守る。
- いじめは、ふざけ合いや見えないところにも潜み、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

上記の定義等から、いじめ問題の対応は、「いじめを起こさせないための予防的取組」が最も大事であると考えられる。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、*自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

*【自己有用感】

単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じができる自己の有用性のことを自己有用感と呼ぶ。他者から認めてもらえると感じられた子どもは、いたずらに他者を否定することも、攻撃することも減る。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるという必要がないからである。さらには、相手のことも認めることができるようになっていく。すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめ防止等のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、いじめ不登校対策委員会を設置する。週1回開催し、いじめ事案が発生した場合は、緊急に開催することとする。

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、(保健主事)

【おもな取組】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修の立案・修正
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応の決定

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。

- 学級活動での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- 朝のあいさつ運動の実施

(イ) 生徒同士における、人間関係の醸成を図る活動

- 生徒会が中心となり、言語活動をよりよくする企画の立案と実施

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じた「わかる授業」の展開
- 校内研修における授業研究会の実施(年数回)

*「授業改善のチェックポイント」に合わせて、教師間で協議

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。定期的な教育相談期間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指す。

- 1ヶ月に一度、「1ヶ月を振り返って」というアンケートの実施
- 年2回、教育相談期間の設定

(ウ) 各教科や学級活動、道徳の時間を中心として、道徳教育や情報モラルに関する教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚の高揚を目指す。

- 人権教育の積極的な実施
- 情報モラルに関する、外部講師による講話の実施

(エ) 家庭・地域を巻き込んだいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- PTA総会等での学校の方針説明
- 校長室だよりや学級通信を通じての啓発

(3) いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
 - 生徒の発する具体的なサインの作成と共有
- イ いじめ不登校対策委員会において、いじめに関するアンケートや教育相談の結果のほか、各学級担任等がもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員での共有を図る。
 - 職員会議での共有
 - 進級、入学時の情報の確実な引き継ぎ、小中連携会議での事例研実施
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(4) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は「これぐらいは大丈夫だろう」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職へ速やかに連絡を行う。
「ほう（報告）・れん（連絡）・そうだん（相談）」の確実な実施
 - 連絡を受けた生徒指導主事等は、情報の共有を図るため緊急のいじめ不登校対策委員会を開き調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で重大事態であると判断された場合は、校長は市教育委員会へ直ちに報告する。
 - 生徒及び教職員の聞き取りにあたっては、学級担任を中心に、生徒が話しやすいよう担当する職員を選任する。
 - 必要により、生徒へのアンケート調査を行う。この場合、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- イ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援等が必要な場合には、市教育委員会及び警察署、SSW、SC、オアシス教室等の関係機関に相談する。
 - 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において指導及び支援の方針を決定する。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時いじめ不登校委員会を開いて、協議を行う。
 - 指導及び支援を行うにあたり、次の点に留意する。

～いじめられた生徒とその保護者への支援～

【いじめられた生徒への支援】

- ※ いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、不安等を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援する。
- ・安全・安心を確保する（いじめた生徒の別室対応を含めできうる対応をする）
- ・事後3ヶ月間追跡調査を行い、心のケアを図り、保護者へも報告する
- ・今後の対策について、共に考え、本人の意向を尊重する
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

- ※ いじめ事案が発生したら、学校全体で対応し、全力を尽くして解決するという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ・いじめの実態について包み隠さず報告し、じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示し、対応について理解を得る
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求め、事後3ヶ月間、家庭での様子を報告してもらう

～いじめた生徒とその保護者への支援～

【いじめた生徒への支援】

- ※ いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を、根気強く行う。
- ・本人たちからと、周囲からの聞き取りを行い、客観的にいじめの事実確認を行う
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・心からの謝罪ができるよう、相手の立場・苦しみを理解させる
- ・必要がある場合、適切な指導（別室指導・部活動停止・奉仕作業など）を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

- ※ 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する
- ・いじめられた生徒や保護者の心情に配慮し、「いじめは許されない」ということを伝える
- ・いじめた保護者の心情に寄り添い、話を十分に聞き、対応を協議する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには、保護者の協力が不可欠であることを理解してもらう
- ・何か気づいたこと・謝罪後の家庭の様子などについて報告をしてもらう
- ・事後3ヶ月は追跡調査をすることを伝え、結果を保護者にも伝える

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

- ※ 教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の想いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・教員一人で対応せず、管理職同席のもといじめられた生徒を守る立場で解決にあたる
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

～いじめが起きた集団への働きかけ～

【いじめた生徒への支援】

- ※ 被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちで問題を解決する力を育成する。
- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分も「いじめをした一人だ」という意識を持たせ、自分の問題としてとらえさせる
- ・適時振り返りをする道徳・学活を行い、望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

ウ 関係機関への報告

- 校長は速やかに市教育委員会への報告を行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

エ 繼続指導・経過観察

- 全教職員で事後3ヶ月間見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- 道徳の授業で道徳的的心情の育成・道徳的実践力の向上に努める。

4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報・画像を無断で掲載するなどがネットいじめであり、これはすべて犯罪行為にあたる。

(2) 携帯電話、スマートフォン、ネット使用可能機器の使用について

- 家庭での使用については、フィルタリングや見守りなど、保護者への啓発を十分図る。
- 学校でも、情報モラルに関する研修（全校生徒対象、職員向け）を行う。
- 生徒会活動として、情報機器使用について話し合う場を設ける。（「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針」の活用）

(3) ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報等により、ネットいじめの把握に努める。

5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合、教職員一人で抱え込みず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開き、指導方針を立て、組織的にとり組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図る。また、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修を計画的に実施する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成しているチェックシートの活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(4) 家庭・地域との連携について

PTAや学校評議員、地域との連携促進等、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関との一体的な対応を図る。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

④ 児童相談所との連携

- ・生徒・保護者の相談、検査の依頼
- ・生徒の一時保護

⑤ SSW(スクールソーシャルワーカー)・SC(スクールカウンセラー)・オアシス教室との連携

- ・関係生徒・保護者のメンタルケア・相談
- ・学校に来られない場合の勉強の場の確保

6 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合は、重大事態として速やかに、校長が市教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

○ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

○ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護を配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

7 最後に

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。